

地域密着型サービス事業の新規・更新指定について

1. 公募によらない新規の指定申請は事前協議制とする。事前協議の流れは「事前協議による地域密着型サービス事業指定申請（手続き）」を参照。事前協議後、指定申請を行い書類審査および現地確認を経て指定決定となる。
2. 更新申請の場合、指定期限の1ヶ月前までに書類を提出すること。
3. 地域密着型通所介護においては、事業対象者・要支援者を受け入れる場合は介護予防・日常生活支援総合事業の指定についても申請すること。

【指定申請における提出書類一覧】

共通事項

- ① 資格証と現在の苗字が異なる場合は、戸籍等の写しを添付する。
- ② 雇用関係を証明する書類は、常勤・非常勤の別なく全員分を提出する。
- ③ 事業者の代表者が登記上の代表者でない場合、その旨の理由書を提出する。

	提出書類	新規 (市内)	新規 (市外)	更新
1	指定申請書	○	○	—
2	指定更新申請書	—	—	○
3	付表 指定に係る記載事項	○	○	○
4	申請者の法人に係る登記事項証明書の原本又は条例等	○	—	—
5	土地及び建物の登記事項証明書（自己所有の場合に提出） または賃貸契約書の写し（賃貸借の場合に提出）	○	—	—
6	建築基準法第7条の2第5項の規定による 検査済証の写し	○	—	—
7	防火対象物使用開始届の副本の写し	○	—	—
8	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し （検査が必要な場合に提出）	○	—	—
9	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○
10	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 （地域密着型通所介護は提出不要）	○	○	○
11	管理者の経歴 （地域密着型通所介護は提出不要）	○	○	○
12	計画作成担当者の経歴 （地域密着型通所介護は提出不要）	○	○	○

13	管理者及び計画作成担当者一覧 (地域密着型通所介護は提出不要)	○	○	○
14	従業者の雇用が確認できる書類 (雇用証明書, 雇用契約書の写し又は辞令の写し等)	○	○	○
15	資格が必要な職種における資格者証の写し	○	○	○
16	事業所の平面図 (面積明示) 写真 (外観及び内部の様子がわかるもの)	○	—	—
17	運営規程	○	○	○
18	設備・備品等に係る一覧表	○	—	—
19	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	—	—
20	誓約書	○	○	○
21	運営推進会議の構成員	○	—	—
22	損害賠償保険証書の写し	○	—	—
23	協力医療機関との協定が確認できる書類, 協定書写し等 (地域密着型通所介護は提出不要)	○	○	—
24	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	○	○	○